

「質問状提出にあたっての嘆願書」への回答

令和4年11月1日
守口市長 西端 勝樹

「質問状」については、内容を確認したうえで、所管である教育委員会に対して速やかで丁寧な説明を行うよう求めています。

なお、ご質問の件については、下記のとおり回答します。

・公務日程

5月19日(木)

13:30 議会運営委員会

14:00 臨時会(14:15 閉会)

15:00 頃 公明党予算要望 要望書受領(15:10 頃終了)

5月20日(金)

登庁なし

5月21日(土)

登庁なし

以上

令和4年10月18日付け教育委員会に提出された「質問状」について(回答)

令和4年11月1日
守口市教育委員会

金田小・佐太小・庭窪小 PTA 代表より、学校給食問題・グラウンド地中埋設物・その他の事柄に関する「質問状」の提出があり、その質問について、次のとおり回答します。

1.【異物混入について】

①現状の調査状況を改めて時系列準に日付、調査項目、調査方法、調査結果、だれが調査したのかを整理し、時系列表として公開をお願いいたします。

(団体名等の名称で記載してください。また、個人の特定ができる記載は避けてください。表記は「個人協力者」等で結構です。)

→

実施日	調査主体	調査項目	調査方法	調査結果
5月17日	学校	授業等における混入異物の使用状況	聞き取り 現地調査(教室)	当日の使用なし 床等に混入異物と同種の物なし
	教育委員会	調理過程における混入異物の使用状況	聞き取り 現地調査(調理室等)	混入異物の使用なし (調理員控室に混入異物と同種の物はあるが、すべて色つき)
	教育委員会	精米所の金属除去装置	聞き取り	正常に作動
5月18日	教育委員会	調理過程	聞き取り 現地調査(調理室)	衛生面と調理作業に問題なし
	教育委員会	調理員控室の混入異物と同種の物	炊飯実験	色落ち・分離せず
	教育委員会	精米所の金属除去装置	動画徴取	正常に作動
5月19日	教育委員会 当該校 PTA	精米所の金属除去装置	聞き取り 現地調査(実演)	正常に作動
5月20日	守口保健所	調理室の衛生検査	聞き取り 現地調査	混入異物に係る指導事項なし
5月24日	教育委員会	使用食材の納入業者(精米以外)	聞き取り 現地調査	混入異物の使用なし、衛生面での問題なし
5月25日	教育委員会	使用食材の納入業者(精米以外)	聞き取り 現地調査	混入異物の使用なし、衛生面での問題なし
6月25日	教育委員会 当該校 PTA	混入異物の付着物等	専門機関による精密検査	検査結果待ち

②調査に関しては今後継続されるのかお答えください。

→現在、当該校 PTA の方のご協力を得て、専門機関による混入異物の精密検査を実施しているところであり、その調査結果を受けて判断いたします。

③今後の発生予防対策をお答えください。又、今後給食に異物混入が起こった際の対応をお答えください。

→他の自治体のマニュアル等も参考に作成しました「異物混入対応マニュアル」について、教育委員会ホームページにおいて公開いたします。今後、本「異物混入対応マニュアル」については、外部有識者等の意見を得ながら継続的に改善を図りつつ、本マニュアルに基づき一層迅速かつ的確な対応を行います。

④今後、新規契約業者へは契約時に現地視察に行くようですが、視察報告はどのような形で行う予定なのかお答えください。

→教育委員会ホームページを充実させ、納入業者の衛生状況等を含め、学校給食にかかる情報発信を保護者はもとより広く市民の皆様に積極的に実施していきたいと考えています。また、視察(実地)調査については、できるだけ早く内容を整理・追加等を行った上で適宜更新し、周知してまいります。

2.【JA との契約や米の鳥害の問題について】

①現状の調査状況を改めて時系列順に日付、調査項目、調査方法、調査結果、だれが調査した

のかを整理し、時系列表として公開をお願いいたします。

(団体名等の名称で記載してください。また、個人の特定ができる記載は避けてください。表記は「個人協力者」等で結構です。)

→

実施日	調査主体	調査項目	調査方法	調査結果
5月20日	教育委員会 当該校 PTA	精米所の衛生状態	聞き取り 現地調査	鳩7羽程度、床等に付着した糞を確認
	枚方市保健所	食品衛生立入検査	聞き取り 現地調査	5/23 文書指導(衛生管理及び清掃計画等の改善命令)
5月23日	教育委員会	精米所の衛生状態	聞き取り 現地調査	鳩の侵入等を再確認
5月31日 ※教育委員会が申し入れ、報告を受けた日	当該の精米納入業者	精米の汚染状況	専門機関による検査	一般生菌、大腸菌について問題となる数値なし
7月12日 ※教育委員会が申し入れ、報告を受けた日	当該の精米納入業者	精米の汚染状況(鳥類由来の菌等)	食品衛生法に基づく登録検査機関による検査	大腸菌、大腸菌群、サルモネラ、セレウス菌、カンタピロバクター・ジェジュニ/コリについて問題となる数値なし

②平成30年4月以前の米納入業者をお答えください。

→公益財団法人大阪府学校給食会です。

③平成30年4月より JA に変更となった経緯をお答えください。地産地消のためというセリフはよく聞かすが、その考えは以前からあった認識しています。

→かねてより地産地消について検討してきた中で、JA 北河内が府内のお米で市の給食に必要な量を供給できる旨の情報を得たため、守口市学校給食協会の守口市学校給食用物資納入業者選定委員会において決定したものです。

④JA との契約は入札案件なのか、それとも随意契約なのかお答えください。

→守口市学校給食協会が、学校給食用物資を安定的に供給できる業者と認識し、契約をしております。

⑤JA との契約において、決済権者をお答えください。

→守口市学校給食協会に設けている学校給食用物資納入業者選定委員会となります。

⑥JA との契約は単年契約だったのか、複数年契約だったのかお答えください。

→単年度契約です。

⑦JA との契約において、衛生面や品質の検査についての取り決めはあったのですか？

→契約にあたって、営業所に関する保健所の食品衛生監視票の他、守口市の学校給食業務に携わる方の検便検査成績証明書、胸部間接レントゲン診断結果証明書、米の品質検査等の検査結果証明書等の提出を毎年度求めております。

⑧JA との契約において、監査や視察についての取り決めはあったのですか？

→特に定めはありませんが、民法上の原則に基づき事案や状況に即して報告聴取や立入り調査は行えるものと解釈しております。

⑨JA より、定期的に品質検査の報告は受けていたのかお答えください。又、報告を受けていたのならば全て公表よろしくをお願いします。

→新米に切り替わる毎年秋頃に報告を受けております。報告書等の開示については、守口市情報公開条例に基づき、対応させていただきます。

⑩JA との業務委託事業は契約時に作成された仕様書通りに行われていたのですか？仕様書の開示をお願いします。

→契約にあたっては、納品時間の指定、請求書、納品書等の取扱い、契約不適合、債務不履行による交換、値引、取引停止、登録解除又は損害賠償請求等に関する誓約書を徴取しております。なお、仕様書については、令和3年産の精米の契約から作成しており、そのとおりに履行されています。開示については、守口市情報公開条例に基づき、対応させていただきます。

⑪米品質調査に関して、加害者であるJA の報告を持って終了し、今後行政主導で積極的に調査を行う考えがないのかお答えください。JA の検査では、大腸菌や一般細菌による危険性は否定されていますが、アレルギーに対する検査や報告が不十分だと感じます。

→追加検査(HP 第5報)を実施した日本食品分析センターは、法令等に明示された公平・中立な第三者機関として、厚生労働省に認められている食品衛生法上の登録検査機関であることから、今後調査を改めて実施する予定はありません。

⑫いずれJA と再契約する可能性はあるのかお答えください。

→この度の件が、子ども達や保護者の皆様に与えた影響を大変重く受け止めております。今後、JA 北河内において徹底した衛生管理が安定的に行われ安全な米の提供が続けられることが認められれば、守口市学校給食協会において、当該業者との契約について再検討されることも考えられますが、現時点では、当該業者の精米使用を再開する見込みは有しておりません。

⑬今後、入札案件に対してJA を入札に参加させるのかお答えください。

→2. ⑫のとおり

⑭今後 JA と契約しない事が JA に対してのペナルティーだと聞きましたが、ペナルティーはそれだけで十分だとお考えなのかお答えください。

→当該業者に対する損害賠償請求の可能性を含めた法的対応を専門家の助言を得ながら検討を続けているところです。

3.【責任の追及について】

①JA との話し合いに関しての現状をお教えてください。(責任追及及び賠償問題等)

現在法律相談中だとは聞いていますが、結論はいつ頃どのような形で報告する予定ですか？また、現状で報告できる内容がありましたらよろしく願います。

→現時点では明確な時期等は確定しておりません。

②JA から別事業者へ米購入先の変更に伴い、当初予算額より金銭的な増大はあったのでしょうか？お答えください。

→精米の購入先変更に伴い契約単価は増加しています。

③令和4年6月1日に発布された「精米業務に関する不適切事案について(お詫び)」と題した書類の中で、JA 自身が食品衛生法上の HACCP に則った衛生管理を無視していたとみとめていますが、今後行政は食品衛生法違反で告発する考えがあるのかどうかお答えください。

→当該業者に対しては、食品衛生法上の指導権限を有する枚方市保健所が事案を認識したうえで、立ち入り調査を実施し、食品衛生指導における改善指導が文書により行われましたことから、食品衛生法違反で告発する考えはありません。

④上記により謝罪のみでは許されない問題であると考えます。市としての最終的な着地点はどのようにお考えかお答えください。

→2. ⑭のとおり

⑤今後行政が JA に対して積極的に責任の追及を行わない場合、行政に対して住民訴訟の提起もあり得ると考えられるが、行政の考えをお聞かせください。

→2. ⑭のとおり

4.【今後の事業者との契約について】

①問題発覚後新しい業者との契約になったようですが、契約形態と決裁権者はどなたでしょうか？契約書等の資料を提示しお答えください。

→守口市学校給食協会が、学校給食用物資を安定的に供給できる業者と認識し、契約をしています。決裁権者は、守口市学校給食協会の専務理事となります。

②上記契約は有期契約でしょうか？有期契約の場合その後の契約更新はどのようになされるのでしょうか。

→4. ①のとおり

③今後の発生予防対策をお教えてください。

→現在給食で使用している食材の納入業者の現地調査を既に行いました。今後は、新規参入業者を含め、定期的な市学校給食業務に関わる教育委員会事務局職員による現地調査を行うとともに、所轄保健所の食品衛生監視票、(公財)大阪府学校給食会による調査結果を組み合わせながら安全確認を行っていきます。

④今後は大阪府学校給食協会の視察結果を持って守口市の見解のとする予定ですか？それとも守口市学校給食協会としても独自に立ち入り検査を定期的に行う予定ですか？又、その場合実施頻度をお教えてください。(1か月？2か月？四半期？半年？等)

→4. ③のとおり

⑤上記検査等の結果は守口市のHP等で随時公開されるのでしょうか？

(公開がなければ実施されたかの確認が取れないため)

→教育委員会ホームページを充実させ、納入業者の衛生状況等を含め、学校給食にかかる情報発信を保護者はもとより広く市民の皆様積極的に実施していきたいと考えています。また、視察(実地)調査については、できるだけ早く内容を整理・追加等を行った上で適宜更新し、周知してまいります。

⑥問題の対象になったのは米ですが、その他食材に関しての今後の取り扱い方針をお教えてください。

→4. ③のとおり

5.【学校グラウンドにおける地中埋設物出土について】

①現場の検査はどの程度の間隔でされましたか？工事業者に任せたままになっていないでしょうか？

→工事監督員を定め、適宜現場の施工状況を確認していました。それに加えて完成検査を行っています。

②工事の定期的な報告書(週報？月報？)は受領し、確認されていますか？承認の手順はどのようになっていますか(誰が確認、承認印をおしていますか等)

→大阪府土木工事共通仕様書(案)に基づき、週間工程表を受領し、教育委員会事務局職員の監督員が承認しております。

③地中埋設物はどのくらい出土したのでしょうか(発生材産業廃棄物等の処分時マニフェストをお示ください)

→産業廃棄物管理票(マニフェスト)より、計 261.57tです。

④どのようなものが出土しましたか？(CON がら、鉄筋、とい、ボード類等)

→コンクリート無筋が 63.84t、コンクリート有筋が 193.73t、その他がれきが 4t排出されました。

⑤発生材の成分は検査されましたか？検査された場合何に対してどのような検査をされましたか？(コンクリートに付着した塗料又はボード関係その他の物についてのアスベスト検査結果報告書をお示し下さい。)

→コンクリートに付着塗料やボードは確認されなかったため、成分検査は実施しておりません。

⑥施工業者のアスベスト取扱い作業主任者及び、アスベスト取扱い作業従事者資格証もお示し下さい。(産業廃棄物輸送トラックの運転者も含む)

→5. ⑤により配置はしていません。

⑦掘削中かなりの砂ぼこりが出ているとの話を聞いておりますが湿潤化等の粉じん対策はどのようになっておりましたか？

→教育環境への影響を考え、掘削工事の大半を夏期休業期間中に行い、配慮しました。

⑧仮囲いの仕様がフェンスバリケードですが、小学生が遊んでいる横でのグラウンドの侵入防止対策として適切であると考えられた根拠をお示ください。

→安全確保のため、乗り越えられない高さを考慮し、1.8mの高さのフェンスバリケードを設置しました。

⑨上記に関して法的に問題がないかではなく小学生がよじ登る、追突した結果、下部鉄板にて体を切る等及び粉じん対策は考慮されましたか？

→フェンスバリケードにシートをかけないことで、工事の様子がわかり、子供達がよじ登ることなどがないように処置しました。

⑩万能鋼板塀を設置し、子供たちの安心安全及び近隣への配慮を行うという考えはありませんでしたか？

→工事現場の「見える化」で安全・安心に配慮しておりました。

⑪工事業者が特定できないとのことですが、発生材の成分検査等及び発生材の量にて対象を絞

り込めるのではないのでしょうか？その対応はされましたか？

→地中埋設物が、広範囲から出土したことから、絞り込めるものではないと判断しております。

⑫今回のグラウンド整備工事の予算は何を財源とされましたか？施工業者の特定の努力をせず案に市民の税を使っていませんか？

→原因者及び事業を容易に特定できない以上、迅速に学校教育環境の改善を図るため、市費により予算計上しました。

⑬今後、市内市立小学校・中学校のグラウンドの調査を順次行う予定なののでしょうか？

→新設校を除く学校のグラウンドについては老朽化も一定進んでいることから、今年度中に、教育環境に配慮しながら、地表付近に危険物がないかを確認し、撤去の上で、土の補充を行い、安全安心な環境整備を行ってまいります。なお、グラウンドの状態は今後も学校に加え教育委員会職員が定期的に状態確認に努めます。

⑭今後同様の埋蔵物の出土が別の学校で発生した場合、同じく掘削撤去埋戻しとなりますでしょうか？簡易的に盛土で埋めるだけの場合将来また出土する恐れがありますし、廃材の種類によっては風化により地盤が緩くなる恐れもありますが、行政の考えをお教え下さい。

→5. ⑬のとおり

⑮9月3日時点で、佐太小学校運動場フェンスバリケード外の雲梯下において、鉄筋が放置されており、大変ずさんな作業かと思えます。地中埋設物撤去委託事業者と施工管理の報告書の開示、行政による現地確認記録の開示をお願いします。

→工事の報告書等関係書類の開示については、守口市情報公開条例に基づき、対応させていただきます。

6.【その他の質問】

①5月20日未明に行われたJA北河内営農センターへの教育委員会職員とPTA有志による立ち入り調査に対して「当該校PTA関係者が主婦を強制的に連れ回して行われた」といった噂が市PTA協議会役員OBの間で話されていたと聞いた。事実関係はどうなのか同行された教育委員会職員の意見を聞きたい。

→5月20日に実施した現地調査については、精米所内への鳩の侵入を知り、基礎疾患を持つ児童の保護者の方が不安を高められたことを受け、速やかな現地調査を要望された保護者の方々と共に実施したものと認識しています。

②5月22日に庭窪中学校で行われた保護者説明会の主催者は誰だったのでしょうか？

→本件が発覚した市立小学校PTAです。

③上記説明会において、「5月19日の15時頃に行われた異物混入に対するJAへの視察で鳩の存在を確認し、当該校PTAは自分達だけでは荷が重いと判断し、市長へは市長室を通じ、又、教育長へは教育監を通じて指示を仰ぐようお願いしたが、市長及び教育長からの返答がなかった」と説明がありましたが、市長及び教育長への報告は何月何日の何時ごろあったのでしょうか？
→精米所内への鳩の侵入についての教育長への報告は5月19日17時45分頃であり、本件は学校給食を所管する教育委員会の業務であることから、その後も教育委員会事務局が組織として対応いたしました。

④上記内容より、市長及び教育長が速やかに対応しなかった理由を教えてください。
(市長へ報告が通っていた事は市長室より確認が取れています。又、教育長へ教育監が学校からも再三電話をしている場面を保護者が確認しています)

→6. ③のとおり

⑤5月19日 20日 21日の市長及び教育長の登庁記録の開示をよろしくお願いします。

→教育長 5月19日(木)事務局にて執務

5月20日(金)事務局にて執務

5月21日(土)登庁なし

⑥守口市学校給食協会についてお教えてください。

保健給食課が事務局を務め、連絡先も学校給食課内にあり、独自のHPも持たないにもかかわらず外郭団体(文書保存種別上のその他の団体に該当)となる根拠をお示してください。

→守口市学校給食協会は、校長、教職員、PTA 会員及び教育委員会事務局職員等で構成される組織であるためです。

⑦給食に金属片が混入するという刑事事件案件に対して、学校長からの聞き取り調査や謝罪のみで、教育委員会から直接の聞き取りや謝罪はなかったと聞いている。もっと被害児童やその保護者に寄り添うべきでは？と思いますが、教育委員会の考えをお聞かせください。

→この度の異物混入への対応については、学校と教育委員会が連携して対応しているところであり、被害児童やその保護者の方への対応は学校が行っております。ご指摘の点については、今後とも、状況に応じた対応を心掛けてまいります。

⑧8月29日に市役所HPで公開された動画(現在は削除)にて、さも当該学級児童が原因とも受け取れる内容があったが、教育委員会は原因が子供にある可能性を考えているのか、考えをお聞かせください。

→ご指摘の説明動画において、食材が届くまでの「製造段階」、給食室での「調理段階」、教室等

での「配膳・食事段階」のすべてにおいて、現地確認及び聴き取り調査を実施し、どの段階においても可能性が低いことを確認しておりますが、どの段階においても、例えば衣服に付着していた異物が混入した等の可能性は否定できず、現時点で原因の特定には至っていない旨をお伝えしていました。